

令和3年度第4回和歌山地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年8月23日(月)午前9時56分～10時50分
- 2 開催場所 和歌山労働局6階会議室
- 3 出席者 公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 5名
使用者を代表する委員 5名
- 4 主要議題
 - (1) 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - (2) 特定最低賃金の改正決定について(諮問)
- 5 議事内容
 - (1) 事務局から、審議会の意見に対し2件の異議申出があった旨の報告を行い、労働局長から会長に異議に対する意見を求める諮問を行った。
 - (2) 審議の結果、専門部会で慎重に審議した結果を尊重し、原答申どおりとするとの結論に達し、会長から労働局長に答申が行われた
 - (3) 特別小委員会に付託された特定最低賃金の決定等の必要性について、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金及び和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定については必要性あり、和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定については必要性なしとの特別小委員会意見が提出されたことに対して、同意見どおりと決議され、会長から労働局長に答申が行われた。
 - (4) 労働局長から会長に、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金及び和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について諮問が行われた。各専門部会の設置が宣言され、審議会令第6条第5項の適用について議決された。

以上

和労発基 0823 第 1 号
令和 3 年 8 月 23 日

和歌山地方最低賃金審議会
会 長 富 山 信 彦 殿

和 歌 山 労 働 局 長
池 田 真 澄

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、和歌山県最低賃金の改正決定に係る令和 3 年 8 月 5 日付け貴審議会の意見に対して、紀州有田商工会議所会頭及び和歌山県地方労働組合評議会議長から別添のとおり、最低賃金法第 12 条に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

令和3年8月23日

和歌山労働局長
池田真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、令和3年8月5日付け和歌山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する紀州有田商工会議所会頭及び和歌山県地方労働組合評議会議長からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

令和3年8月23日

和歌山労働局長
池田 真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定を審議することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金
(平成20年和歌山労働局最低賃金公示第2号)

和歌山県鉄鋼業最低賃金
(平成25年和歌山労働局最低賃金公示第2号)

令和3年8月23日

和歌山労働局長
池田 真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦

最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

和労発基 0823 第 2 号
令和 3 年 8 月 23 日

和歌山地方最低賃金審議会
会 長 富 山 信 彦 殿

和 歌 山 労 働 局 長
池 田 真 澄

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記
最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）